

編者附言

此本書は神戸  
雑居地及山  
手地所地租改  
正件ノ内編成

癸午五月ニテ邦外務省海防掛付シテ邦外務省補  
伊達民部ト大隈大臣ヲ補任スルニ補内海兵  
海軍大臣事英皇公使イノクスハ右掛付内

民部ト改メヤシク申ルニテ十二年特設會ニ以テ  
法中ヲ核ルニ以テアタリヌルヨリヤシク

氏ノ不誤者

既ニ取リ

以テ民部ト改メ特設會ニ由ルニ供テ改メ

第壹編

彼方々ト申スル也

以テ南中ノ中ノ為ニ由ルニ由ルニ地租改定ニ由ルニ

多ク採ルニ由ルニ由ルニ由ルニ由ルニ由ルニ

才ニ英皇公使會掛ルニ由ルニ由ルニ由ルニ

るヨリ掛合人ト由ルニ由ルニ由ルニ由ルニ

果オハ甘ク役人トシ

才掛合人ト由ルニ由ルニ由ルニ由ルニ

お尋ねの事

あつたる事どもお尋ねの事ども  
お尋ねの事ども

お尋ねの事どもお尋ねの事ども  
お尋ねの事どもお尋ねの事ども  
お尋ねの事どもお尋ねの事ども  
お尋ねの事どもお尋ねの事ども

お尋ねの事どもお尋ねの事ども  
お尋ねの事どもお尋ねの事ども  
お尋ねの事どもお尋ねの事ども  
お尋ねの事どもお尋ねの事ども

千八百七十年 六月三日  
自英推公使<sup>澤</sup>至<sup>島</sup>博覽會<sup>開</sup>之  
大龍動ニテ年々博覽會<sup>開</sup>ノ  
一件  
意

別紙刷行書類  
不見

3-3093

0463

purpose of corresponding with them,  
and he need hardly add that,  
in as much as the first Exhibition  
of the Series is to open on the 1<sup>st</sup>  
May 1871, it is important that  
no time be lost in the matter  
if Japan is willing to take  
part in that Exhibition.

The Undersigned avails  
himself of this opportunity to assure  
Your Excellencies of his most  
distinguished Consideration.

Henry J. Parker

H. B. M. Envoy Extraordinary and  
Minister Plenipotentiary in Japan.

to the selection of objects for exhibitions  
and to their transmission to England.

The Undersigned is now  
instructed to state to their Excellencies  
for the information of the Japanese  
Government, that Her Majesty's  
Commissioners have unanimously  
elected His Royal Highness the  
Prince of Wales to the office of  
President, an office which was  
first filled by His Royal Highness  
illustrious father the late Prince  
Consort. He is also to express the  
hope of the British Commissioners  
that the Japanese Government will  
appoint a Commission for the  
purpose

will be permitted to show only one specimen of each kind of object belonging to these three classes and each such specimen must be distinguished by novelty, excellence or some other quality in order to be entitled to selection. Her Majesty's Commissioners will provide glass cases, stands and fittings free of cost. Agents will be appointed to attend to the interests of Exhibitors.

It will thus be seen that the only expenses to be incurred by Japan will be those incidental to

Exhibition to take place in 1871 - The  
Undersigned has been instructed by  
Her Majesty's Government to explain  
to the Government of the Mikado  
the nature and object of the  
proposed scheme. This will be  
gathered from the enclosed printed  
paper which also specifies the amount  
of space which, if Japan is willing  
to take part in the Exhibitions will  
be placed at her disposal for the  
different divisions of that of 1871  
viz: 1. Fine Arts. 2. Manufactures.  
3. Scientific Inventions.

JL

It will be seen that the  
proposed series of Exhibitions will  
differ from those which have preceded  
them. They will consist solely of  
selected works, which will be few in  
number. Only such works will be  
admitted as may be considered  
worthy of Exhibition by the persons  
appointed in each country to make  
the selection. Instead of embracing  
all kinds of industry, only three  
classes of manufactures will be  
included in the first Exhibition  
viz: pottery of all kinds, woollen  
and worsted fabrics, and educational  
works and appliances. Exhibitors  
will

British Legation Yedo  
June 3. 1870.

The Undersigned has the honor to inform Their Excellencies that Her Britannic Majesty's Commissioners for the London Exhibition of 1851 having proposed a scheme for the institution of a series of International Exhibitions of specimens of works of Fine Art and Industry, to be held annually in London, the first

Their Excellencies

Sawa Jiu san mi Kiyowara Kobayoshi

Ferashima Jiu shi Fujiwara Munenori

————— " ————— " ————— " —————



三三三十七四〇〇

解 去神

大塚 藤堂

大塚 藤堂

翻譯文

以手紙汝等上、此上龍動千、言五十年、  
竹波會去、大福利、大元直

皇中、陛下、長官、煙工物産會の國外、  
外國展覧會、此節、  
五十年、  
移、

外務省

君、右展覧會、  
模倣及び身趣意也、  
五十年、  
五十年、  
五十年、

天皇陛下政府、并解、  
五十年、  
五十年、

五十年、  
五十年、  
五十年、

五十年、  
五十年、  
五十年、

五十年、  
五十年、  
五十年、

五十年、  
五十年、  
五十年、

五十年、  
五十年、  
五十年、

五十年、  
五十年、  
五十年、

見方一ハ券、  
五十年、  
五十年、  
五十年、

類輯

前、  
展覧會、  
品、  
出

三万七千四百

官民植蓄ヲ計リテ後博覧品ニ出ス

類輯濟

解 去 雜

去 雜 少 量 陸 産

翻譯文

以手紙法世より此と龍動千の多  
竹筒會をたると大銀利大に立

皇帝陛下に長官制を遂げ世に

万国展覧會年、此節に於て

外

右展覧會、模倣及び身懸意を

天皇陛下政府より了解あり

中事陛下の御旨に則して

展覧會、物品の出品より千の多

此節に於て、中事陛下の御旨に

展覧會、物品の出品より千の多

此節に於て、中事陛下の御旨に

裁記より、且以て年々、五

身元ハ一ハ、券ある細工物、天ニを製造、  
按、藝、關係、もの、あり

おそれのなきを

の場を

本會より運出の物事と却て精選の道次第  
後牛物と運出の命 今國政府の選  
物松葉等必並檢するとの命令 一牛者の選  
果の試理たるを知らしむるに於て是れ而して  
事の許りしに和合の命を百段に難玉成  
入るに只三種限るべし 其國語を成り  
及羊毛の未織物に製成せしむるに  
教条を傳へしむるに其の法を以て也

外務省

運出の物事 一運出の物事 運出の物事  
極めを全形を以て出さるる功ありと要し及て好  
波濤の運出及して其要用の物事成りし  
中 官 陸下政府の 費用の 以て 持出  
多しやとの損失を 一 政府の 世に 入  
運出の物事 一 運出の物事 運出の物事  
運出の物事 一 運出の物事 運出の物事

料...  
...

皇帝陛下...  
...

奉...  
...

代...  
...

奉...  
...

千...  
...

公...  
...

其...  
...

外務省

...

...

...

...

...

...

Handwritten text in Japanese, likely a document or letter, featuring vertical columns of characters and a large seal or signature.

3-3093

0473

Handwritten text in Japanese calligraphy, including a signature and a seal. The text is written vertically on a rectangular slip of paper.

3-3093

0474

皇太后御製  
御覽會  
辨  
雜  
後  
文

八子成球... 皇太后御製

年... 皇太后御製

皇太后御製

皇太后御製

皇太后御製

皇太后御製

皇太后御製

皇太后御製

皇太后御製

皇太后御製

展覧會の模様を以て其趣意を  
御覧の如く存せしむるに  
至りし事

日  
皇陛下

御覧の如く存せしむるに  
至りし事

御覧の如く存せしむるに  
至りし事

御覧の如く存せしむるに  
至りし事

御覧の如く存せしむるに  
至りし事



天皇陛下政事の成る所不詳

并解之存者拙者

皇位に在る者

外代存者

可なり

美

はるる

何難

化

載記

お

多

おつねを 侍 忠 義 公 公 公  
もの比に何なり  
 為しと 公 公 公 公 公 公  
昔 稀 也  
 松 葉 公 公 公 公 公 公  
のものを 公 公 公 公 公 公  
 公 公 公 公 公 公 公 公  
公 公 公 公 公 公 公 公  
 公 公 公 公 公 公 公 公

3-3093

0478

世帯に  
積込しのものをおぼへてけしむる

場を運つてけしむる

西宮製する物の指否を巧くわくくとす

成る積つりりとす

てのの運運送送者者をを誰誰ににももも

りりととすすはは山山のの産産物物ととす

許許ととすすはは初初春春

ししのの運運送送者者をを誰誰ににももも

只只にに積積込込すすはは吊吊

向向春春先先後後もも乃乃年年毛毛のの末末

後後もも知知れれずずととすすはは化化

其間 為 尊 信 之 功  
其 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
送 之 用 之 為 捐 之 種 之 為  
為 之 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
可 之 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
子 之 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
之 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
要 用 之 物 之 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
白 之 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
引 之 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
之 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
其 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
其 功 績 之 著 也 居 安 協 小  
其 功 績 之 著 也 居 安 協 小





七年一月廿一日  
展覧  
右官復  
...

年  
青  
昔

大  
鷲  
利  
若  
尾  
臣  
特  
任  
之  
候

ハ  
リ  
ー  
バ  
ッ  
ク

淳  
純  
任  
法  
原  
臣  
嘉

方  
嶋  
純  
任  
法  
原  
臣  
嘉

閣  
下

英皇使來給多  
是別紙不見  
了此為念  
取調  
上送

編者附言

別紙

千八百七十一年之萬國博覽會

千八百五十一年博覽會ノ英國女王陛下之コミツ

シヨ子ル之差圖ヲ得テ秀タル技藝及ヒ學術ニ關

カル物品ノ萬國博覽會ヲ年々開展ス

千八百七十一年ニ開クヘキ第一博覽會

### 外務省

#### 外國ニ地所之割渡方

英國女王陛下之コミツシヨ子ル場所渡方ヲ勅考之上

尤之通日本ニ割渡ス用意整ヘタリ

第一技藝 一等ヨリ 平坪一尺方ニテ 百五十

第二製造物 八等ヨリ 十等迄 同 百二十

第三學術之發明 同 五 同 三十

ノ三十  
ノ三百

英國政府ノ遊園ノ服ニ關シ長屋ノ下又ハ遊園ノ内露路

類輯濟

天ニ飭附ケ得ル極ノ彫刻細工物肖像等ニハ増地所  
ヲ渡スヘシ

尚巨細ノ義ハ違フ報スヘシ然レモ要用ナル合坪數限  
アルハ英國女王陛下ニコムミツシヨ子ル各國ニ渡スヘキ地所ヲ  
各國ニテ要スル哉否ヲ願クハ千八百七十年五月一日  
前ニ例カンフク欲ス右要セザル地所ヲコムミツシヨ子ル各  
増地所ヲ望ム外國ニ割増得シ為ナリ

ロイテナントコロチルセケレタリ  
ヘンリト、ワイ、スコット

### 外務省

千八百五十一年ニ博覧會ノ英國女王陛下ノ

コムミツシヨ子ル後所ニ於テ

倫噸ヲツプル、ケニシニグトシ、ゴール

千八百五十一年ニ博覧會ノ英國女王陛下ノコム

ミツシヨ子ル之ヲ左圖ニテ秀タル技藝及ヒ藝術開

細工物由五萬國博覧會及年々開展ス

千八百七十一年ニ開クヘキ初度ノ博覧會

千八百七十一年ニ開クヘキ初度ノ博覧會



<p>御リノ人貞</p> <p>ポレンティ</p> <p>フランス、ラフ、ウァルルス、殿下</p> <p>フランス、グリス、テイマン、殿下</p> <p>ジューク、ラフ、ボクク、ユウ</p> <p>イール、グラン、ウァルレ</p> <p>イール、ロス、セル</p> <p>ロルド、ポルトマン</p>		<p>ジューク、ラフ、ボツキング、公、エント</p> <p>チヤンドス</p> <p>イール、グ、グレイ、エント</p> <p>イール、ラフ、デル、ビイ</p> <p>ライト、ライル、エフル、セル、エス、エツキ</p> <p>ルツ、コート、バルト</p> <p>ライト、ライル、エフル、ジヨシ、ブ、ライト</p> <p>ライト、ライル、エフル、ド、ブ、イ、</p> <p>フラ、ル、ストル</p>	
<p>ロルド、ラフ、レストン</p> <p>ゼ子、ラ、デ、ラ、ル、エ、フル、シ、</p> <p>グレイ</p> <p>ライト、ライル、エフル、ド、ブ、</p> <p>イ、ク、レ、ラ、ド、ストン</p> <p>ライト、ライル、エフル、ベ、シ、ヤ、シ、</p> <p>ジ、ス、ラ、エ、リ</p> <p>ライト、ライル、エフル、ロ、ルト</p> <p>コ、リ、タ</p> <p>セル、フラ、ン、ズ、グ、ラ、ン、ト</p> <p>セル、フラ、ン、シ、ス、ア、ル、サ、ド</p> <p>フラ、ル、ト</p> <p>ト、マ、ス、バ、リ、ン、グ</p>		<p>ライト、ライル、エフル、レ、ア、レ、キ、サ、ド、ル</p> <p>ワイ、ス、ピ、ル、マ、ン、バ、ルト</p> <p>ライト、ライル、エフル、エ、ス、ア、イ、ル、ト、ン</p> <p>セル、チ、ヤ、ル、レ、ス、ラ、エ、ル、バ、ルト</p> <p>セル、ロ、テ、リ、ク、キ、ア、イ、モ、ル、チ、ン</p> <p>バ、ルト</p> <p>セル、ト、マ、ス、バ、ス、リ、バ、ルト</p> <p>ド、ク、レ、ラ、イ、ラ、ン、プ、レ、ラ、ル</p> <p>ヘ、ン、リ、ス、リ、ン、グ</p>	

外務省

エドガレ、エ、ホウリツグ	
トーマス、五ノルベールン	
トマス、弁ノルド、ジブソン	
チヤルス、ベイ、ウヰグ、グノールス	
プロフェスソル、ホツクスロー	
外務省	
千八百五十一年之博覧會ノ英國女王陛下エコマニツ	
シヨ子ル秀タル細ユ物及テ新發明ノモノク以テ初度年々	
開クヘキ博覧會ノ内初度ノ博覧會ヲ倫敦南ケンシン	
グ <sup>名</sup> ニテ千八百七十一年五月一日 <sup>日</sup> 月曜	ニ開キ同年第
九月三十日 <sup>日</sup> 土曜	ニ閉スヘキヲ數ス
博覧會ハ英國政府遊園ノ長屋ニ接近シテ取建ント	
スル永久ノ建物ノ内ニテ行フベシ	
萬國ノ產物ハ博覧會ニ出ス丈ノ名品タルヲ見届ケ證書	

4

ヲ得テ其所ニ入ルヘシ

第一ノ博覧會ハ尤ニ三等ナルベシ各等ニ説明者及テ  
別々ニ世話人ヲ命スベシ

第一精養細工品 但有益無益ニ拘ラズ精養細工品

第一等 諸般ノ画 但油、ゴム水、彩色、硝瑠璃器焼  
及ニ硝子、陶器、切嵌細工類ノ画

第二等 彫刻物、雕形、大理石、石、木、焼粘土、金属、  
象牙、硝子、寶玉其他ノモノニ彫ルモノ

外務省

第三等 銅版繪、石版、寫真等

第四等 建造、形、繪圖及ニ雕形

第五等 敷物、縫箱物、婦人衣、苧縁等

但製造物ヲ見スニアラズ其形或ハ色ノ精

養ナル細工ヲ見スルメナリ

第六等 鋳ナル製造物諸般ノ形

第七等 往古并中古ノ画帖切嵌細工ノ画、瑠璃器焼

ソプロレシヨシオンプラスチック型製ニ製シタル

象牙、細密ナル往古ノ越列機器

第二製造物、器械及ヒ素質品

第八等 諸般ノ燒物、土器、石細工、陶器、上品ノ

陶器類、建物ニ用ユル粘土新規素質品

新規ノ機械及ヒ製造物ノ精製法

第九等 毛織物及ヒ毛糸并ニ諸新法或ハ新

機械ヲ以テ製シタル製造物

第十等 教育書類

外務省

イ、 学校其諸具及ヒ其家具類

ロ、 書籍、地圖、地球、機械類

ハ、 體ノ運動、但シ手遊物

ニ、 細工學、窮理學、醫學、教諭ノ記述

ホ、 教導方ノ学校ノ書類

第三 諸學術新發明ノ物件

但シ製造物產業ノ巨細ノ規則并目錄ヲ

布告スヘシ

第四卷

新奇及稀ナル草木、藥物、野菜花及  
培養方ヲ逸々ニ示スヘキ草木ノ博覽  
會ハ前文ノ博覽會ト供ニ英國政府ノ  
兼園組ニテ興行スヘシ  
但兼園博覽會ノ規則ハ英國政府ノ兼  
園組ヨリ布告スヘシ

外務省

ハ 第二三中ノ製産家具製造物ノ見本ヲ  
一ツ宛差出ス変リ許スヘシ尤右物品ハ  
秀タルモノヲ言フナリ  
ト 物品ノ銘附方ハ等級ニ拠リテ為スヘシ  
先年ノ萬國博覽會ニ於ル如ク國ノ順  
序ニ拠ラザルベシ  
千 等級毎ニ地所ノ三分ノ一ヲ各國政府ハ其  
物品ヲ持出シ得ル證書ヲ得ベキ外國  
ノ會上ニ貸渡スヘシ外國ニテ各

其自國ノ見當人ヲ命スヘシ殘地所三分ニ  
ハ英國又ハ海外ノ領地ヨリ持出ス物品ヲ以テ  
滿スベシ且其為命シタル見當人ノ一覽及ヒ  
兼諾ヲ受ルメノ直ニ建物ノ処ニ送ルベシ  
博覽會ニ出サレ物品ハ報知次第ヲ取除  
クヘシ然レモ博覽會ニ出シタル物品ハ博覽  
會ノ終迄取除ケザルヘシ

外務省

シテ相當ノ士官附添ヘ建物ノ内ニ送ルヘ  
シ且運送等ノ諸入費ハ掛ラザルヘシ  
又 地代ハ取立テサルヘシ且英國女王陛下  
之コムニツレヨ子ルニテ大ナル硝子ヲ張タル箱  
飾附臺及ヒ諸具蒸氣并水力及ヒ拖車  
ヲ備フベシ但シ會上<sup>トキ</sup>諸主ニ入費掛ラザル  
ヘシ機械ノ外ハ其自國ノ士官ニテ物品ヲ  
飾附ルベシ

ル

英國女王陛下之コンミツシヨ子ノ諸物  
品ヲ可成丈大切ニスヘシ然レトモ物品ノ  
紛失或ハ損傷等ハ引受<sup>ニ出ス</sup>ザルベシ

ヲ

物品ノ價ヲ附置ベシ且會上<sup>ニ出ス</sup>諸主  
ヲシテ其價ヲ告ル<sup>ニ出ス</sup>フヲ勉<sup>ニ出ス</sup>シムヘシ會  
上<sup>ニ出ス</sup>諸主<sup>ニ出ス</sup>其代人ヲ命スベ

ヲ

何故博覧會ニ出ス哉其品ノ秀ヲ

外務省

廉直ナル事ノ次第ヲ記載シタル  
紙ヲ諸物品ニ附置ベシ

カ

各物品ヲ受取ル日限ハ布告スヘシ而  
シテ節附得ベシ外國及ヒ英國ノ諸  
物品受取方日限通り極嚴密ナルヲ  
要ス右受取方日限ニ後レ送り或ハ  
持来ル物品ハ受取ラザルベシ

ヨ

各物品ノ告書ヲ開店之後直ニ製シ

千八百七十一年六月一日前ニ出板ス  
ベシ

夕 外国ニテ告書、書載ルタメ其国ニテ  
製シ博覧會ニ出ス物品ノ等級毎ニ  
士分ノ説明者一名ヲ任スル事勝キタル  
ヘシ

レ 景物ハ共ヘサルベシ尤博覧會ニ出シ  
タル徴ヲ得ル證書ヲ層上ノ諸主

外務省

毎ニ渡スベシ

ノ 品目録ハ英語ニテ出板スヘシ然レドモ  
外国ニテ至當外思ハ、其自国ノ語ニ  
テ品目録ヲ出板スル事勝キタルヘシ

ロイトナントコロ子

セケルタリ

ロリー、ワイ、デイ、スコット

倫噸ヲツプ、ケンシグトン、ガール地

千八百五十一年ノ博覧會ノ英國女王



陛下之ヲムシツシヨ子ル役所ニ於テ

外務省

3-3093

0493

列紙

千八百六十九年十月十七日

今度考得タル一年一度ノ展覽會ヲ関クニ付  
テハ別格ノ法方ヲ設タリ就テハ皇帝陛下ノ  
展覽會長官各國政府厚ク下件ニ著意ア  
ラシキ事ヲ望ム

類報濟

展覽會ヲ関キ大ニ裨益アル事ハ世人知ラ  
サル者ナシ故ニ今茲ニ贅セス旧来ノ仕方ニ  
因リテハ各國政府及ヒ其國ノ人民展覽會  
ニ物品ヲ出ス者莫大ノ入費ヲ出セル事人々  
ノ知ル所也是ニ因テ今皇帝陛下ノ長官勉メ  
テ費ヲ省キ旧弊ヲ除カン事ヲ欲シ別紙ノ通  
リ規則ヲ定メタレハ每章一字ヲ附シ以テ各件  
ヲ記ス

(A) 展覽會ニ送ル物品ハ總テ精選ヲ遂ケ然後

其場ニ送入スヘシ且其數ノ多ヲ要セス

(C) 各國政府製造品ノ巧拙差等ヲ點檢スル者ヲ命シ其者ノ選舉ヲ經タル物ニアラサレハ展覽場ニ入ルヲ免サス

(D) 初度ノ會ニハ百般ノ雜品ヲ入レス只三種ニ限ルヘシ即陶器毛織物及ヒ羊毛ノ未タ織物ニ製セサルモノ其他學術導教ニ係ワルモノ

(E) 展覽場ニ送ル品主ハ前ニ奉ル三種ノ内ニ屬スル製造品ノ見本一個ヲ差出ス可シ且各物精巧ヲ極メ又ハ全ク新規ニ出ルノ切アルヲ要ス

(F) 展覽場中ニ玻璃匣臺及ヒ其他要用ノ物具ヲ備フルハ皇帝陛下政府ノ入用タル可シ前ニ奉ルA C D 及ヒEノ規則ハ今度ノ展覽會ノ入費及諸品運輸ノ入用ヲシテ千八百六十二年ノ展覽會入

用凡二十五分ノ一ニ減セシメンカ為ニシテ工玉ノ規則ハ各國政府及其國品主ヲシテ匣箱臺等ヲ設ルノ入費ナカラシメン為ナリ故ニ各國長官出ス可キ入用ハ國產選舉ノ時及ヒ其品ヲ當國迄運輸スル費用ノミナリ且各國其コンシユル館ニテ倫敦府中諸般ノ事務ヲ取扱フニ差支ナカルヘシ

(K)

此會ニ持出シタル品主ノ損失コレナキヤウ政府ヨリ世話人ヲ精選シ出シオクヘシ

各國其風習便宜ニ就キ國產製造品ノ精粗巧拙ヲ選舉スルハ勿論ナリト雖モ若望者アレハ當國選舉ノ法其他展覽場ニ干係スル諸般ノ報告書ヲ送ル事當國長官ニ於テ差支ナキ處ナリ是ニ因テ各國ニ於テモ速ニ官負ヲ命シ今度展

覽會一糸ニ付諸事協議シ呂主ノ費可成減少  
スル様適宜ノ處置ヲ為ス事ヲ望ム

3-3093

0497

別紙

寫濟

千八百六十九年七月三十日

第一千八百五十一年ノ博覽會長官製造技藝百般ノ物品最ニ精巧ヲ極ムモノヲ聚メ年々倫敦府ニ於テ展覽場ヲ開ク事ヲ決定ス是ニ依テ千八百七十一年ヲ以テ初度ノ會ヲ催ス可シ

第二此舉ヲ為スニ付テハ總辦ノ規則ヲ別冊ニ掲

我ス

類輯濟

第三今度ノ展覽會ハ前年当府ニ於テ開キタルモノト大ニ異ル處アレハ今其事ヲ知ラシムルモ亦益ナキニ非スト思フ且諸事ニ前ニ从スレハ小ナリ凡テ物品ハ送入ノ以前裁判役熟選シテ進退ヲ定ム可シ

毎年展覽場ニ入ル製造品ハ僅ニ數種ニ止マル且排列ノ方ハ旧法ヲ廢シ國名ニ係ワラス品ノ

種類ニ從テ分別ス品主ハ展覽會終ラサル間  
物品ノ取扱ヒ及ヒ飾立ノ入用ヲ出スニ及ハス期  
限ハ五月第一日閉キ同九月三十日ニ至リ閉スヘシ  
第四各國一個ノ空地ヲ區分シ之ヲ專領スルヲ  
得ス只各品區分ノ地ノミヲ得可シ此區分地ノ  
外各國品主其物品ヲ展覽場ニ入ル、准允ヲ  
得ルニ當リテ英人同様ノ便宜ヲ得可シ

第五前ニ舉ル如ク諸事一變セシ上ハ各國人ニ  
取リ前年ノ展覽會ニ从スレハ更ニ簡易ニシテ  
費用之ハ從テ減少ス依テ各國政府此事務  
ヲ取扱フ官負ヲ命シ速ニ皇帝陛下長官  
ト往來スル様處置アラン事ヲ望ム且此會ニ  
未集スル品主ニ相当ノ地ヲ區分シ且每人ニ  
證書ヲ與フル事此官負ノ職掌タル可

シ皇帝陛下ノ長官此證書ヲ見テ物呂ヲ  
受取之ヲ場上ニ排列スヘシ



三ノ日 清兵衛 右の如く

大正七年

大正七年 少

大正七年 在

大正七年

外務省

外務省

西洋諸國の博覧會に於ての銘に「國產の影  
影を以て粧飾」とは商業と其の盛衰を以てあらわす  
商業上の事なるを以て政府の注意を以て其の  
所を以て「耕作を以て振興」の如く「多量に  
佐柄を以て」政府の注意を以て其の

外務省

「國產の影を以て」は「耕作を以て」の如く  
長と短を以て「又其の如く」政府の注意を以て  
「多量に」は「耕作を以て」の如く「多量に」  
英國の如くは「耕作を以て」の如く「多量に」  
物に「耕作を以て」の如く「多量に」  
「耕作を以て」の如く「多量に」  
中力者「耕作を以て」の如く「多量に」  
「耕作を以て」の如く「多量に」



○此書は、  
御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

外務省

○此書は、  
御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

御意に  
依りて、

以下、  
御意に  
依りて、

3-3093

0502

高

三年九月

類  
輯  
齊

辨官  
外務省

末末年 華國政府に於て特許令を  
之に代りて日國政府に對し關係特許令  
如きはするに越るるが及ばざれば亦  
遂に之を認むることにははしむるに  
はたしむるに及ばざれば亦

外務省

外務省  
三年九月

高 濟

ありむらあはらま

そらりあはらま

宣 讀

吉 吉

吉 吉

吉 吉

吉 吉

吉 吉

吉 吉

福 吉

外務省

編者附言  
別紙に管見の  
ありしを記す  
英法露清等  
下三ヶ国

類 聚

美國内政の盛衰は其の世に於ては其の如し  
○日本は其の力も物も其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し其の如し其の如し

外務省

日本は其の力も物も其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し其の如し其の如し

吉 吉

わが国は其の力も物も其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し其の如し其の如し  
其の如し其の如し其の如し其の如し其の如し



御

大輔

大丞

權大丞

少丞

大録

五月廿五日、四色、其、如、事、前、日、合、計、

英國情状、其、事、告、以、月、之、趣、  
及、事、告、期、限、未、見、  
九月、中、有、事、可、出、信、之、事、  
之、一、般、以、通、事、之、事、上、要、事、  
之、事、事、事、事、事、事、事、事、  
於、三、十、日、之、事、事、事、事、事、  
官、事、事、事、事、事、事、事、事、  
事、事、事、事、事、事、事、事、

大政官

一、五、日、の、事、事、事、

事、事、事、

外務省

三白大政事

別紙傳説書に所布出の案  
中一紙の何れに由りて  
是の事なるに依りて

平の事。一紙存

別紙存  
何事

太政官

市布告案

宣統

英國考府館設於去年  
四月以ヨリ毎年五月間博覽  
會多ク在る各國商人欲知  
他物之精巧ヨリ此物等可  
引交為之ヨリ此物等亦  
商人之親ク此物等之引交  
見込有之自才ヲ以テ其  
物右等價  
差出取者ハ此紙規則書  
熟読之上官轄府立藩  
館ヨリ未七月  
中外務省ニ可願出  
事

大政官

宣統  
五月

大政官

別紙抄本ハ外務省ニ  
申上ヨリ何部ニ  
申上ヨリ可願出  
事





編者附言

此系書の條約  
未済サレドモ  
本館に於て  
其の條約  
を整理し  
て之を  
掲載す

交會

癸午六月七日於英公使館寺島外務補英國

公使パークスとを接記す

特選會より送る書より送る

は

支那の政府の承認を得たる

の事なり

先づ伊達大隈等とて海軍の事

支那の事同公使の事

第五節

寫濟

大正  
十月  
廿七日

大正  
十月  
廿七日

大正

一九一九年十月廿七日

奉  
天  
關  
口

英國博覽會後、付諸報告書、  
土庫、分先五部、  
抄、  
外務省

庚午  
十月十三日  
外務省

前  
中

三月二十九日

大原

今般清布告之於英國都府  
於博覽會之別布規則書  
南省官轄之可與九通之通  
相與相與之通之通之通

庚子三月十日

宮内省

外務省

清

宮内省

大原清布告之於英國都府

三月十六日

英國都府に於て博覽會規則を  
編纂し一冊を發行す所を  
省管轄の員所と相違あり  
沙都屋定より沙都屋定  
身重なり

庚午三月十七日

宮内省

外務省

宮内省

濟

博覧多聞の義布衣有之  
礼る者下坂と建お其の  
事也了るが右紙の事  
十五部と云ふ也  
各及在唐友也

兵部省

外務省

首七十五部

兵部省

四ノ下ノ下

七ノ下

程ノ下  
方ノ下

濟

此程ノ下  
五ノ下  
博覽會  
規則  
ノ下  
上

長崎縣

外務省

中

長崎縣

三十三日

三十三日

...

...

...

...

...

...

...

...

...

我五月... 付... 我... 物... 州... 地... 一...

外務

...

...

類報

3-3093

0515

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp

三十三日

五月廿八日

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

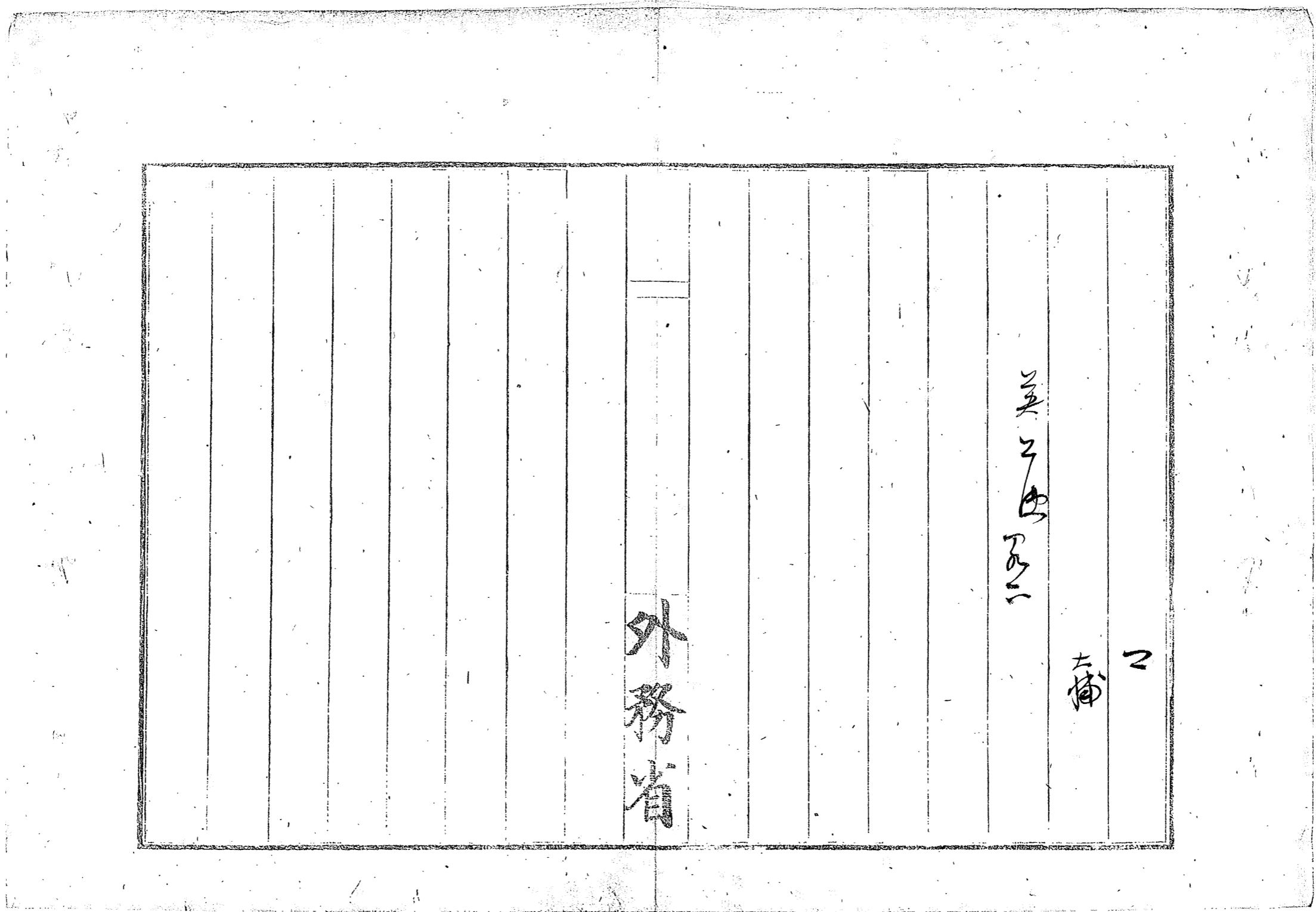
...

...

...

類解





3-3093

0517

別紙 寫 齊

市布告

イギリス國都府ロンドン於て來未年三月  
比より毎年五月間博覽會ありて各  
商人等製作物果て精巧を以て  
等あり更なるものあり然るに府屬縣商人  
大觀く此物等あり更見込るに自力を  
以て其不物たる令場へ是れ度者ハ別紙規  
則書熟覽之上官縣府屬縣より其

七月中外務省より預出の事

庚午 六月

太政官

外紙控物ハ外務省より其何部  
より送るに立次方未渡り中事

編輯

博覽會規則

今度初多博覽會を毎年を度々常式  
僅多事を目論見別展之仕方を設けり  
轉多博覽會掛之頭取并各國政府も  
能くた速し多ふ心附あり多

博覽會と言者の大利益ある事と世の  
人知ざる者ある故に又茲に速し多  
し多し一只是仕多し通多し各國  
政府及我國之人民大より品物差出方  
くくの初多し多し大に入用あり多  
あり今除多し入用を省き多し部合  
仕多しを取除く人とし紙に通し規則を  
定多し

博覽會之差出多し不物を精々念入多し  
上多し其場之差出多し多し尤不敷多し持

如之乃也事

制衣造品之手際に好悪を自利する者  
多し其の弊一在り者之取調也上  
下を博覧會に持出きを許さる事

初度と博覧會を名く不物を其出  
らば此之名に限る也一則瀬戸物と毛織  
物羊毛と未だ織物と製衣とあげざる  
と學問仕附方附くの物なり也

博覧會に持出品を名く色之内に見本  
を色宛差出る一たつとも念入製衣造  
衣ともの新工更に物なり

博覧會の場所をギヤーン製衣に塵除并  
臺を非入用と雜道具類を用意する  
我政府を辨ゆる答あり今度企る博  
覧會の入用并諸不運込入用と一子  
六十二年 卯文久三年 小関きく博覧會入

用之廿五分の一に減少する為に各國政府  
府其國の不主箱其等を新規に設  
之入用切らざる為あり各國頭取より此を  
なき入用を國産たる個を更る時とせ不  
を當國に送込し入用而已あり且他國より  
尚府に先をく取し後折るロンドン府中  
之事を左扱に先支あり

此會に持出さる不物に主損失なきに  
政府より世話人を附置し此事

各國とも纏りしき個に宜地を分配あり  
務く唯不物を分置る場所而已あり  
此場所にかも各國品を自分不物を博覧  
場と差出を免許を得る事とイギリス人同  
之便宜を得る

國々之風俗と便利とを考へて國産製造  
手際と好悪を自利に調る事を勿論あり

望より不物取調之法その外博覧會之趣り合  
し諸事之見込を書き我國博覧會之趣り合  
中より支取事も他之國に於ても  
速に役人を命し今度之博覧會一条は諸事  
相談を遂げられ出入用之減少も相商し  
取扱をあたし事をせむ

別紙規則書

曾多千八百五十一年我嘉永五年博覧會之  
頭取、今度諸職制衣造之品物并學問所新  
發明之諸品を選分て年々博覧會を開  
る事とて紙目論見あり其第一之會ハロンドン府  
サウスケンシントンに於て千八百七十一年六月一日  
我嘉永五年三月十二日開き同九月廿日我嘉永五年七月三日閉つて

編輯

此博覧會ハ永世不朽之建物を造營し其  
内之傍附場を築くべし其今草木栽植社  
園之傍に於て建築中あり  
各國之制衣造不し殊交且手際好くし博  
覧場より其此等之品物の裁判役之證書を  
得し後何國を海を過る場中に入るを免る  
事

第一之博覧會ハ千八百七十一年の會とす左に示物を

左聚く僧とて、各部類あり人附  
並又生不物より仕方込柄心得る者も附  
置る

第一之部 技藝之分

但實用なるもの、愛用なるもの、

第一各種之画類、水画繪具と水は漆、油画、膠  
画、蠟画、玻璃之画、陶器之画、切嵌細工硝子、木、石、類を  
聖に著て、圖画を作すもの、七寶燒類

第二石像及び右、古之雛形、蠟石、堅石、木  
土燒、金、象牙、玻璃、寶石、及び他之物を  
以て彫刻あり、多きもの

第三木版圖、金版圖、石版圖、之類、写真画

第四建築方細圖画、及び雛形

第五各種織物、鋪物、縫取之類、及織物之

製衣、婦女子之飾、及母縁等

但其製法、造之、粗と見、よ小好、其着色、画風、  
品等と、痛き、為あり



第六九ノ飾と云々物ノ下画

第七太古或ハ中古時代ノ画。切嵌細工。及び陶器ノ似を作リ、物ノ外、鯨油を和シたる墨と云々、美交不を似を作リ、之の又々、エシキテル、之を似を作リ、物

第二ノ部

製法造具、製法制物と

糸ノ物、製法、上ノ物、之のた

第八種ノ焼物、土器、石細工、上品ノ陶器

ハリアンを以テ製法ノ多ク、器乃び普通ニ用中

焼尾中亦凡ク實用ノ立寄リ、殊交不物ト

新ノ更ニ送具、之と製法、之ノ仕方

第九羊毛織物、針規、一種ノ物と發明セリ

又ハ糸ノ之と製法、之ノ針法、羊毛織物、出立

針ノ更ニ送具

第十學術、教導、之ノ事、之ノ事、之ノ事、其書ヲ器

一 学校之建物、入用之品并学校内之用具  
器物

一 書籍、地圖、并地球学術上之道具類

一 児童之四徳を運動せしむる爲に於て持  
遊物類

一 技藝、生物学、物理学之教導之仕方著  
述之、書画雛形之類

一 各學校に於て教導を以て仕するに當り  
證據なきもの

證據なきもの

第三之部

發明之諸品

諸製造産物之商賣のつき細密なる規則及び  
總表を出版せしむ

第四之部

草木養植之術

珍奇なる草木、菓實、野菜、花卉之類格別  
之養植法を明し、説き、并、述べ、博覧會  
と同時に博覧場を并く、並、し、規則及び

聖化之書類ハ追々イギリス政府之草木養  
植社中より出版せらる

第二第三之部ニテ如く凡て物を別表造り  
る者ハ其部毎ニ一種一個之見本を呈出せし  
但し各品行工支又ハ精巧之他ニ超ゆる  
可らざり

品物傍附方ハ是迄之博覧會ニ仕来り仕  
方を改め國々之順序を立て品物之種類

後々區別を定む事

區分ありて地味の内二分の一を以て自國  
政府より場中加入之免許證書を得る者  
其分會之各國より生裁判役を命じ區分  
地之内二分の一イギリス國之産物或ハ直イギリ  
ス國裁判役之免許を得る者免送入其品  
物を置けり且場中より入る品物ハ沙汰  
次第速に生場中より引去るべし一旦場中

勝附ありし物の博覧會終了まで代折し  
運出せしと成許をせ

諸物不の包まきどしと直に見申る振ふあり  
て相當之士支附添建物と内は送るべし且  
運送等と諸入費掛らざるべし

地代の取立ざるべし且硝子を張る飾基  
及び並系系水力拖車を備ふべし右ふ  
入費の品主と掛らざるべし機械は外は自國

と者より勝附べし

我頭在の場中と諾示を最丁寧と取扱と雖  
も破損紛失は引受ざるべし

不物毎に直販と附札を附し事不と勝手  
あり且都合と為る代を命し品物を取扱の

しとてし品物毎に何れに博覧場より出さ  
又斯くし付工更或は格外他品と勝手  
存心を細と認免附札ありし置べし

勝附之地位を以て古く爲免各品之種類  
つき部分あり目を言て更取振前以て市  
告きて一先帝よりありて一時日を厳重し  
以て誤なき振取振に依り外國品又ハ我國  
産之差別あり更取日限の後より持たざるもの  
決して場中より入るを免さるる

開場後直ニ各品之評論を細し記し千八百  
七十一年六月廿一日 我事未四月  
十二日改 迄出版せらる

博覧場中ニ諸品物之功益を記取せらる  
多免各國より役人を命せらるる勝手  
あり

廉價賞之印を以て事年々も博覧  
場に入りし事を記する書附を各品より  
共におく

品物之目錄ハ英語より出版せらるるも  
各國より要用と思はるる自國之語より

翻譯する事勝手あり

ロイテナントコロネル

セクレタリー

ヘンリー・ワイティスゴット

ロンドン府オツプルケンシングトシ名地

一千八百五十一年之博覧會役所名地

五月十七日

六月七日

三ノ島

馬濟

大正  
六月七日  
外務省  
大正  
六月七日

六月十七日  
二十一年一月一日  
外務省  
六月十七日  
大正  
六月七日

外務省

六月十七日  
外務省  
六月十七日  
大正  
六月七日

類輯



了りて其の由を以て

了りて其の由を以て

印出

英園多付

了りて其の由を以て

外務省



外交書簡

編者附言

○印  
本書の關係

大正  
七年  
七月

大正  
七年  
七月  
藤少香  
有正

藤少香

庚午八月廿五日。於外務省海卿事務所  
葉少香より藤少香へ

一紙

本年一月朔日。藤少香より藤少香へ

外務省

藤少香より藤少香へ  
藤少香より藤少香へ

○抄覽會  
存分今日  
出分今日  
藤少香より藤少香へ

この書は、

人々の熱心な援助のおかげで、この事業は、  
前より進捗が著しく、このたびは、  
この事業の完了が、

この書は、  
この書は、

は、この本が、  
この書は、

外務省

この書は、

この書は、

この書は、

この書は、

この書は、

この書は、

この書は、

この書は、

及...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...

...

外務省

...

...

...

...

...

...

...

...



政府の権威を以て之を以て外國の臣民として  
出づる事し又政府の命令に準じて之を  
常の事として出づる事し

此及之權威を以て之を以て及  
方其の事として出づる事し其の事として  
其の事として出づる事し其の事として  
其の事として出づる事し其の事として

品人の修業を以て其の事として出づる事し其の事として

### 外務省

江戸に在る家族の縁を以て其の事として出づる事し其の事として  
政体一新の事として其の事として出づる事し其の事として  
事ある國の事として其の事として出づる事し其の事として  
之國の事として其の事として出づる事し其の事として  
其の事として其の事として出づる事し其の事として

其の事として其の事として出づる事し其の事として  
其の事として其の事として出づる事し其の事として  
其の事として其の事として出づる事し其の事として  
其の事として其の事として出づる事し其の事として

常存に到りしを以て書物に記し、付録に事し、其の  
新報を以て其の事と記し、其の事と記す。

今年の有る若年のと違ひ、海は口は

いふなり、其の事と記し、其の事と記す。

押入し、其の事と記し、其の事と記す。

又部書と記し、其の事と記す。

官立と記し、其の事と記す。

西洋の事と記し、其の事と記す。

外務省

森、事記し、其の事と記す。

本の事と記し、其の事と記す。

其の事と記す。

書物に記す。

其の事と記す。

其の事と記す。

其の事と記す。

其の事と記す。



二七五

部族の南にありては、其の地を以て、  
口を閉ぢて、其の地を以て、  
と、其の地を以て、  
其の地を以て、

其の地を以て、  
其の地を以て、  
其の地を以て、  
其の地を以て、

外務省

乙部 樺太の島

其の地を以て、  
其の地を以て、

其の地を以て、  
其の地を以て、

其の地を以て、  
其の地を以て、  
其の地を以て、  
其の地を以て、



夫らも空軍のハコ

考之も皆空軍有之書件。此等子館も境  
おとあれ、昇者一編のハコハ、其のハコハ、

新ハコ書物ハコハ、其のハコハ、其のハコハ、

新ハコ

蘭系<sup>清国編生</sup>ハコハ、其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、  
ハコハ、其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、

何と送るハコハ、其のハコハ、其のハコハ、

### 外務省

嫌ハコハ、其のハコハ、其のハコハ、

ハコハ、其のハコハ、其のハコハ、

ハコ

前ハ大名の本の間ハ、其のハコハ、其のハコハ、  
其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、  
ハコハ、其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、  
其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、  
其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、  
其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、  
其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、其のハコハ、

紙  
二層  
不用

物  
二層  
不用

品可といふに地味多し  
之程に者らるる故に日本に今も赤いといふ  
誰かと思ふ事ありと云ふ事あり

留書  
以持  
初  
今  
と  
付  
り

未夕三月の問ありと云ふ事あり

夜

口老もいふ程の品あり  
物量多しと云ふ事あり  
一個を見れば巨た

外務省

主派ありと云ふ事あり  
保運物に損傷ありと云ふ事あり  
のりありと云ふ事あり

日本にありと云ふ事あり

書か 織物 美しと云ふ事あり

水鏡ありと云ふ事あり  
筆物ありと云ふ事あり

此物ありと云ふ事あり

東洋の品ありと云ふ事あり

品ありと云ふ事あり



新紙  
ニ屠  
ニ不用

六枚の物定に三つあ  
りては後も三つ  
ありては後も三つ  
ありては後も三つ

品書  
以持  
初之存只今志とて付

品書  
以持  
初之存只今志とて付  
東夕三月の問  
夜  
口老の少の  
持書  
初之存只今志とて付

口老の少の  
持書  
初之存只今志とて付  
東夕三月の問  
夜  
口老の少の  
持書  
初之存只今志とて付

外

日本  
書  
初之存只今志とて付

日本  
書  
初之存只今志とて付  
東夕三月の問  
夜  
口老の少の  
持書  
初之存只今志とて付

0541

3-3093

事の趣旨

○ 酒田及び秋田の二島船の困難を救ふ

○ 酒田及び秋田の二島船の困難を救ふ

○ 酒田及び秋田の二島船の困難を救ふ

○ 酒田及び秋田の二島船の困難を救ふ

○ 酒田及び秋田の二島船の困難を救ふ

○ 酒田及び秋田の二島船の困難を救ふ

外務省

○ 酒田及び秋田の二島船の困難を救ふ

○ 酒田及び秋田の二島船の困難を救ふ

○ 酒田及び秋田の二島船の困難を救ふ

○ 酒田及び秋田の二島船の困難を救ふ

○  
○

○  
○

○

川月亦  
1/15

山名倉大納言殿

外務省

英國博覽會之勳章  
呈請其日回國之便  
而後之通及直接  
各官入呈請也

庚午  
川月

外務省

3-3093

0543

第九號

明治三年庚午九月六日於延邊館岩倉大綱言英  
公之供パークスル應接記之内

一 世覽會ニ出席スル出立之儀不敷合ト存ル旨

何卒ト尽力スル

一 千歳支店ヨリ加務卿ヲ入ル通ニ事ニ付テ

之毒也

此應接ハ先ヨリ卿補ヲ入ル通ト不敷合ニ付

一 然ラハ支店方ニ候ハ絶合ニ付

外務省

千八百六十二年 四月廿六日  
 自英代理士侯了文之 至 副島卿  
 大龍助府三於之每年展覽會  
 發行云々  
 別紙 招物部  
 不見

these Exhibitions  
 myself of  
 census to  
 the assurance  
 sideration.

Adams.

U.S. - Charged Affairs  
 in Japan.

大龍助府三於之每年展覽會  
 發行云々  
 別紙 招物部  
 不見

3-3093

0545

of the objects of these Exhibitions  
I avail myself of  
this opportunity to renew to  
Your Excellencies the assurance  
of my highest consideration.

F. O. Adams.

Ch. B. M. - Chargé d'Affaires  
in Japan.

英領事館  
明治六年  
五月廿一日  
F. O. Adams

3-3093

0546

of 1872 and is illustrated by  
Photographs of that of 1871, in  
which Your Excellencies will  
observe that Japanese objects  
of Art are included. There will  
be eight more such annual  
Exhibitions after this year, and  
the arrangements for exhibiting  
different manufactures in each  
of them are recorded at pages  
17 and 18.

The opening of exhibitions  
in Yedo and Kioto has shown  
that the value of such things  
is

is appreciated in Japan. I venture  
therefore to express the hope that  
the Japanese Government will  
take into their consideration the  
advisability of contributing to the  
London Exhibition, and I may  
add that it will be gratifying  
to Her Majesty's Government if  
they will, either themselves or by  
making the matter known to  
natives who might be interested  
therein, assist in the furtherance  
of

Yedo.  
April 26. 1872

Sirs,

2 Books

I have the honour to transmit  
to Your Excellencies herewith two  
copies of a Book which contains  
the scheme for a series of Annual  
International Exhibitions of selected  
works to be held in London under  
the direction of Her Majesty's  
Commissioners for the Exhibition  
of 1857.

This book contains the  
special Rules for the Exhibition

Their Excellencies  
Soyejima Saueomi  
Terashima Munenori

of



百七十箇目

濟

三ノノノノ

中ノノノノ  
初ノノノノ  
存ノノノノ  
冬ノノノノ  
秋ノノノノ  
ノノノノ

今  
補  
漢  
公  
年  
一

本  
不  
見

3-3093

0549

大英欽命駐劄日本公使館

Handwritten notes in the top right corner, including the date '1858' and other illegible characters.

翻譯文

以年紙致啟上候然者西曆千八百五十年  
一年本國博覽會勅命幹事指  
圖之西以來每年各國數種之展覽  
致候日論見別紙摺物貳部差進申  
候右摺物ハ本年展覽之規則掲載  
且昨年展覽之寫真圖ハ有之御  
覽之通貴國之雅器ハ相見申候且本

英國公使館

年ハ八年之間毎年展覽向有之客  
付夫之數種之造作展覽之仕方十七  
十八兩丁ニ委細有之然ハ貴國ニ於而ハ東  
京西京共博覽會被設候儀有之察也  
另ニ貴國ニ於而ハ展覽得益之儀御諒  
察祇候事ト存候間龍勅有博覽  
會所持之品被差出候儀御勅考有之  
猶御自分又ハ此業ニ注意之貴國人布

Handwritten notes at the top of the page, including the number '1158' and some illegible characters.

先被成御勅力被致候ハ、本國政府ニ  
於而大慶ニ可社存候右之趣可得御意  
如斯御在候以上

三月十九日

英國代理公使

エフオヤウムス

副島外務卿

寺嶋外務大輔

閣下

英國公使館

3-3093

0551

明治二十七年

寫濟

子

甲子

招物  
一上  
参考



張



三



紙

明治二十七年四月廿三日付  
外務省  
外務省  
外務省

外務省

外務省

千八百七十二年 九月十日  
自長尾義興ワリシ 至副島卿  
大東年龍動府ニ於テ萬國博覽  
會執符云々  
別紙ナシ

3-3093

0553

Excellency the assurance of my  
highest consideration.

*R. A. M. M.*

Her Britannic Majesty's Charge d'Affaires  
in Japan

*[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*

Yedo  
September 10 1842

Sir,

Mr Adams did not fail to report  
to Her Majesty's Government that  
from a conversation which he  
had with Terashima Munenori in  
May last he hoped that the Japanese  
Government would contribute to the  
London International Exhibition of  
1843, and I have now the honour  
to inform Your Excellency that I  
have received instructions from Earl  
Granville to express to you the  
satisfaction of the Exhibition Commission  
at the probable participation of Japan  
in the said exhibition.

I avail myself of  
this opportunity to renew to Your

His Excellency,

Toyotomi Tanemichi

Ye - Ye - Ye -

Excellency

四百九十三番

五月二十日

外務省

書

寫

御

御

御

勅諭文

以手我致致之旨... 勅諭文... 外務省... 八月六日... 副外務卿... 閣下

外務省

副外務卿 閣下



寫濟

外務省

御封

御封

外務省

大隈外務大臣 副島外務大臣

英皇陛下に御座りて

知事官則に御座りて

手

月

外務省

外務省

六万二千圓

十月廿三日

九月廿三日

寫濟

印

張

三

上野

貴國政府に於ては、（八ヶ岳） 展覧會の開催に

付するに當り、（上野） 貴國政府

に於ては、（上野） 該物品は、

之を新築するに於ては、（上野） 物

品は、（上野） 貴國政府に於ては、

之を大規模に修繕するに於ては、

外務省

毎日

副

美

平八百七十二年 十月四日  
至副島卿  
龍動展覧會工諸品可差出  
旨報知返筒  
別紙ナレ

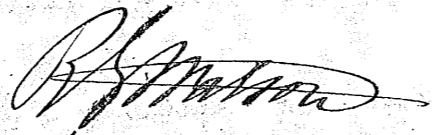
手紙

3-3093

0559

Excellency my thanks for your letter, and to  
assure you that this act on the part of the  
Japanese Government will be highly — —  
appreciated.

I avail myself of this opportunity  
to renew to Your Excellency the assurance of  
my highest consideration.



H. B. M. Chargé d'Affaires in Japan.